

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づく町の財政指標を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、全ての市町村は、毎年度の決算時において、健全化判断比率(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標)および資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務づけられています。

また、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定した上で、財政の健全化に向けて取り組まなければなりません。

平成25年度決算に基づく玉村町の健全化判断比率および資金不足比率については下記のとおりです。

【健全化判断比率の状況】

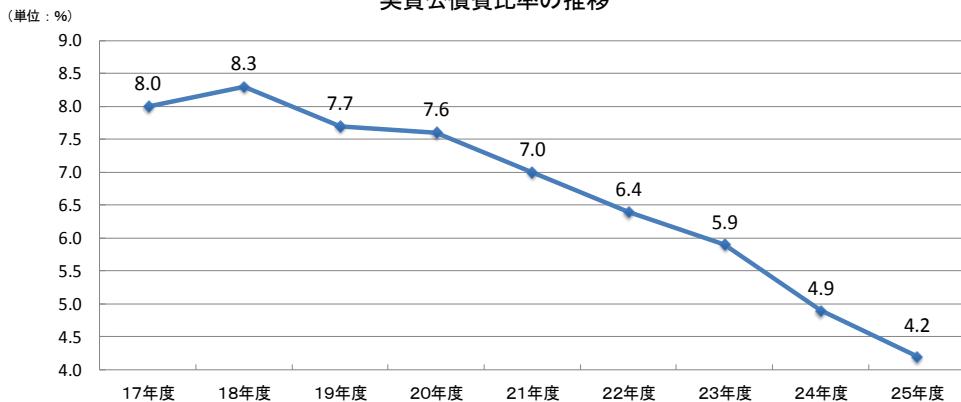
玉村町における健全化判断比率と、早期健全化基準及び財政再生基準との比較は以下のとおりとなっており、各比率で早期健全化基準を超えたものはありませんでした。

なお、実質公債費比率(町が負担する借金の償還額の大きさを示す指標)については、平成19年度から平成25年度まで7年連続して下降(改善)しました。

(単位: %)

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|---------|-----------|---------|----------|
| 平成25年度 | 実質赤字額なし | 連結実質赤字額なし | 4.2 | 将来負担比率なし |
| 早期健全化基準 | 14.07 | 19.07 | 25.0 | 350.0 |
| 財政再生基準 | 20.00 | 30.00 | 35.0 | |

実質公債費比率の推移



【資金不足比率の状況】

玉村町における資金不足比率と、経営健全化基準との比較は以下のとおりとなっており、各特別会計において資金不足が生じた会計はありませんでした。

(単位: %)

| | 水道事業会計 | 下水道事業特別会計 |
|--------|---------|-----------|
| 平成25年度 | 資金不足額なし | 資金不足額なし |

| | | |
|---------|------|------|
| 経営健全化基準 | 20.0 | 20.0 |
|---------|------|------|